資料 37
令和４年度第６回逗子市総合計画審議会
2022 年（令和４年）11 月 28 日

逗子市総合計画

基本構想　　2015-2038（2022 年度一部改定）
中期実施計画　2023-2029

第２期逗子市
まち・ひと・しごと創生総合戦略

逗子市

目　　次

序文……3

第１編　総論

第1節　基本構想改定と中期実施総合計画策定の経緯趣旨……7

第2節　総合計画の計画期間と構成……8

第3節　中期実施計画策定にあたっての変更点総合計画の特徴……10

第4節　人口ビジョンの位置付けと総合戦略の取り扱い……11

資料37

第２編　基本構想

第1章　逗子市の将来像

第1節　基本構想策定の目的……15

第2節　いつまでも変わることのない理想像……15

第3節　将来像……16

第4節　将来人口……17

第5節　土地利用にあたっての基本方針……19

第2章　わたしたちはこんなまちにしていく

＜5本の柱と取り組みの方向＞……

第1節　共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち……

第2節　共に学び、共に育つ「共育（きょういく）」のまち……

第3節　自然と人間を共に大切にするまち……

第4節　安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち……

第5節　新しい地域の姿を示す市民主権のまち……

資料28

第3章　池子の森全面返還をめざして……

第4章　計画の実現に向けて……

※ 本文中に「*」を付している語句については、巻末に用語解説を設けて、50 音順に説明しています。
「*」は、概ね章ごとに初めて出た部分に付しています。

第３編　実施計画

第1章　実施計画の基本方針

第1節　実施計画策定の目的 47

第2節　実施計画の計画期間及び内容 47

第3節　実施計画の見直し 47

第4節　総合戦略の基本目標と基本的方向 48

第2章　計画の基礎条件

第1節　人口 55

第2節　土地利用方針 61

資料37

第3章　「わたしたちはこんなまちにしていく」を実現するために

＜第3章の見方＞ .....

第1節　共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち .....

第2節　共に学び、共に育つ「共育(きょういく)」のまち .....

第3節　自然と人間を共に大切にするまち .....

第4節　安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち .....

第5節　新しい地域の姿を示す市民主権のまち .....

資料31 32 33 34 35

第4章　池子の森全面返還をめざして .....

第5章　計画の推進にあたって

第1節　計画の推進にあたって .....

第2節　進行管理 .....

~~第3節　財政収支見通し .....~~

資料36

序　　文

逗子市では、平成 19 年 12 月に、約 30 年間のまちづくりに関する基本的な計画「逗子市まちづくり基本計画」*を策定しました。この計画では、「30 年後」に焦点を当て、めざすべきビジョンをうたい、これを踏まえたテーマごとの目標と方針を提示しています。

このめざすべきビジョンは、いわばわたしたちにとっての逗子まちづくりの憲法であることから、原文のままここに示し、尊重していきます。

逗子市まちづくり基本計画（平成 19 年 12 月）より

Ⅰ　逗子のビジョン

１．自然の恵みと享受

２０３６年、逗子の、米軍家族住宅が撤去された後の池子の森を含め、連綿と続く緑の海は荘厳な感動をもたらす。逗子市民は、２００７年に市民参加により策定した、二度と逗子の山の緑と稜線は汚さないと強い意志を込めた「まちづくり基本計画」の真髄を律儀に守り続け、山々を歩けば、十全に手入れされた里山、美しい杉や檜の商業樹林、さらには潜在自然植生に根差した深遠な「いのちの森」*として鮮やかに蘇った光景に接する。そしてなにより、山の稜線から川を辿って海に至る散策路が張り巡らされ、歩く文化が脈々と息づいている。その成果の大半は、行政と市民の自発的な奉仕活動による協同作業に預かっている。

２．＜いにしえ＞への郷愁と血の通ったふれあい社会の創造

逗子は、互いに知り合える地域を全市にくまなく造り出す努力を重ねる。そこには逗子・桜山（櫻山）・沼間・池子・山の根（山野根）・久木（久野谷・柏原）・小坪・新宿（新宿原）、この遥か＜いにしえ＞から連綿と受け継がれ、常に自然と深く関わった地名に内在する共同体のぬくもり、人と人とのふれあい、人と自然との連なりを手放すまいとする市民の意思が込められている。

この市民の血の通ったふれあいの精神によって、逗子のまちではどこでも日常のさりげない挨拶が交わされる。

その根底にある生きざまは、歩くことに象徴される人間本来の精神と他人あるいは自然への思いやりを取り戻す試みであり、逗子市民はこれを「ふれあい活動圏」*をよすがとしたコミュニティに活かし、強固な交わりとして浸透させる。

３．自然の摂理(せつり)をなくしつつある地球への自戒

逗子市民は、地球が自然の摂理をなくしつつあるものと捉え、自然と共生する限りない努力を始める。

その第一は、過度な車依存からの脱却であり、第二は、視界をふさがない低層の、自然と融合した品位と統一感のあるまちへの絶えざる努力である。エネルギーと廃棄物についても同じ自然との共生という思想に立って、循環型社会の実践を続け、不便をいとわず、慎ましく人と人、人と自然のぬくもりあるコミュニティを希求する。

４．逗子市民が発するメッセージ

逗子市民は、崇高なメッセージを首都圏の人々から日本中に、ひいては世界に向かって発する。それは、開発の名による破壊をあくまで拒み、守りつづけた自然、品位と統一感のある低層のまち並み、それを育む自律した市民によるコミュニティの姿である。

（注）・このビジョンは、2007 年（平成 19 年）12 月に策定された「逗子市まちづくり基本計画」において、「30 年後のわたしたち」の視点で描かれており、2036 年にめざすべき理想が実現した状態を表現しています。

・総合計画の目標年次は、2038 年度（令和 20 ~~平成 50~~ 年度）ですが、上記の１．にある「2036 年」は原文をそのまま掲載しています。

第 1 編　総論

第１節　基本構想改定と中期実施計画策定の経緯総合計画策定の趣旨

総合計画は、長期的な展望に立ってめざすべき将来像を描き、その実現に向けて、総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものです。逗子市では、2015 年（平成 27 年）に都市宣言である「青い海と みどり豊かな 平和都市」といういつまでも変わることのない理想像のもと~~に基づき~~、基本構想と、基本構想を具現化するための事業計画である実施計画 ~~1997 年（平成９年）に「豊かさを実感する調和あるまち」という都市像を定め、2015 年（平成 27 年）を目標とする基本構想のもと、基本計画及び実施計画の三層で構成した総合計画の推進を図ってきました。~~の二層構造の総合計画を策定し、その実現に向けたまちづくりを進めてきました。計画策定にあたっては、~~また、2002 年（平成 14 年）に、市民参画によるまちづくりの推進に関する必要な事項並びに適正な土地利用に関する手続及び基準を定めた「逗子市まちづくり条例」を施行し、この条例に基づき、~~2007 年（平成 19 年）~~12 月~~に策定した「逗子市まちづくり基本計画」*とのを一体化を図っています~~策定しました~~。

基本構想は、計画期間が 2015 年度（平成 27 年度）から 2038 年度（令和 20 年度）までの 24 年間と長期にわたる計画であるため、必要に応じて８年ごとに見直すこととしました。2022 年度（令和４年度）に基本構想の見直しを行った結果、一部を改定するとともに、前期実施計画の計画期間が終了することから、2023 年度（令和５年度）からの中期実施計画を策定するものです。

一方、2016 年（平成 28 年）には、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少克服と地方創生に取り組むための方向性とその具体的な施策を示した計画として逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を総合計画をベースに策定しました。現在は、2020 年度（令和２年度）からの第２期総合戦略の推進を図っています。

人口減少克服と地方創生は、市の総合的かつ計画的な行政運営の上で重要な課題であることから、計画の二重性の解消や、市民へのわかりやすさの向上、進行管理等事務手続きの合理化を図るため、中期実施計画に総合戦略を一体化させ~~このような中、現在の総合計画が 2014 年度（平成 26 年度）をもって計画期間を終了することから、「逗子市まちづくり基本計画」を一体化した新たな総合計画を策定~~ることとし~~し~~ます。

本~~この~~計画において、逗子市の将来像を描き、あわせて、これからの新しい時代に対応する総合的・計画的な行政運営の指針を示し、市民との協働をはじめ多様な主体との連携によるまちづくりの推進を図っていきます。

第２節　総合計画の計画期間と構成

逗子市の将来像とその実現のための基本方針を明らかにするとともに、今後の急速な社会環境の変化の中で、その変化に適切に対応し、実効性のある計画にするために、総合計画の計画期間及び構成を次のとおりとします。

１　総合計画の計画期間

~~1997 年（平成 9 年）2 月に策定した現在の総合計画は、2015 年（平成 27 年）を目標年次とし、まちづくりを進めてきました。~~

~~「逗子市まちづくり条例」に基づき、2007 年（平成 19 年）12 月に市議会による議決を経て策定した~~まちづくり基本計画が~~は、~~30 年後に焦点を当てた計画であった~~となっています。　以上のことを考慮し、まちづくり基本計画との一体化~~ことを踏まえ、同計画との一体化により、計画期間を 2015 年度（平成 27 年度）から 2038 年度（令和 20 ~~平成 50~~年度）までの 24 年間とします。

２　総合計画の構成

計画期間を 24 年間としたうえで、成果が評価でき、実行性が確保される計画とするためには、将来像とその実現に必要な政策・施策は具体的かつ体系的にわかりやすく整理する必要があります。そのため、~~これまでの~~総合計画~~の「基本構想、基本計画、実施計画」という三層構造~~を~~、~~「基本構想、実施計画」の二層構造とします。

(1)　基本構想

基本構想においては、都市宣言「青い海と　みどり豊かな　平和都市」という、いつまでも変わることのない理想像に着実に近づけるため、~~まちづくり基本計画との一体化を踏まえて設定した~~将来像と分野ごとの「めざすべきまちの姿」、その実現のための「取り組みの方向」を示します。

また、基本構想が 24 年間という長期にわたる計画である~~となる~~ため、~~必要に応じて、8 年ごとに見直すこととし~~次期の実施計画の策定に合わせて見直すこととします。

(2)　実施計画

実施計画は、基本構想で示した将来像や「めざすべきまちの姿」、「取り組みの方向」を具現化するため、毎年度の予算編成及び事業実施の指針とする事業計画を示すもので~~あり、計画期間は 8 年とします~~。

一体化する総合戦略の計画期間は５年間で、現在の第２期総合戦略の計画期間は 2024 年度（令和６年度）までとなっています。そこで、中期実施計画の計画期間は、第２期総合戦略の残り期間２年間と第３期総合戦略の５年間を合わせ、

2029 年度（令和 11 年度）までの 7 年間とします。

なお、

~~目標達成状況を明確にするため、~~毎年度ごとの見直し（ローリング）は行いません。ただし、総合戦略の計画期間終了時や、国の制度改正、状況の~~情勢の~~変化、ＰＤＣＡサイクルによる計画修正の必要性などに対応するため、適時~~必要に応じて 4 年後に~~見直しを行います。

●総合計画の構成のイメージ図

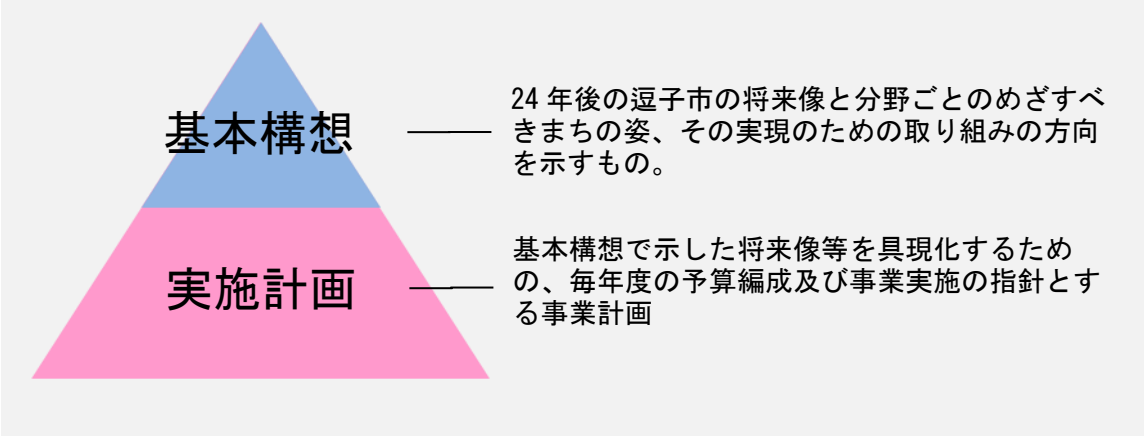

●総合計画の期間のイメージ図

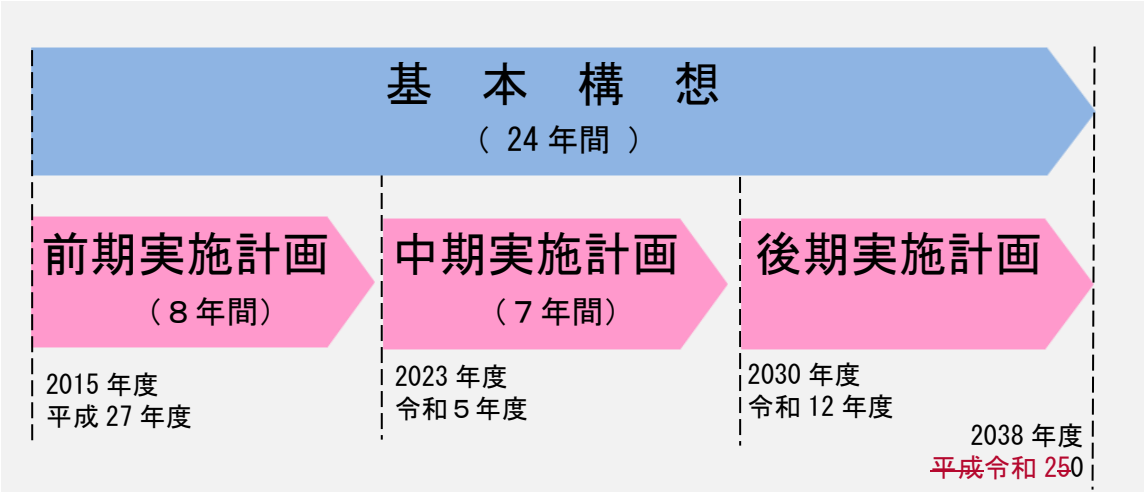

※後期実施計画の期間については、中期実施計画終了時の状況で判断する。

●総合戦略の期間のイメージ図

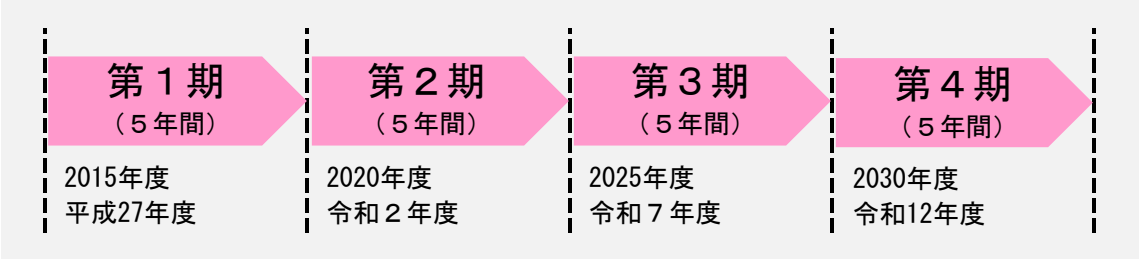

第３節　中期実施総合計画策定にあっての変更点特徴

１　まち・ひと・しごと創生総合戦略との一体化

2015 年度（平成 27 年度）からの総合計画を策定後、まち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少克服と地方創生に取り組むための方向性とその具体的な施策を示した計画として本市の総合戦略を、総合計画をベースに 2016 年（平成 28 年）策定しました。

人口減少克服と地方創生は、市の総合的かつ計画的な行政運営を進める上で重要な課題であることから二つの計画を一体化させ、より合理的、効果的に推進を図ります。

２　都市計画マスタープランの分離

総合計画とまちづくり基本計画の一体化により、まちづくり基本計画に包含されていた都市計画マスタープランも総合計画に包含されるものと位置付けられました。しかしながら、都市計画マスタープランの記載箇所は明示されていないことから、市がめざす都市計画の方向性等がわかりにくくなっていたため、都市計画マスタープランに記載すべきことについて改めて整理し、総合計画とは別に策定することにします。

都市計画マスタープランは、2023 年度（令和５年度）に策定する予定であり、策定時点をもって総合計画との一体化は解消します。

なお、総合計画とまちづくり基本計画は一体化していることから、都市計画マスタープランに該当するとみられる記述について、基本的には削除等の変更は行いません。

３　基幹計画・個別計画との相互連携の見直し

前期実施計画期間において、基本構想の体系「めざすべきまちの姿（５本の柱）」と「取り組みの方向」に対して、原則それぞれに対応する基幹計画、個別計画を策定することとし、一体的に計画の推進を図ってきましたが、一方で各計画の運用の柔軟性の低下、計画策定や運用に係る事務作業の増加等の課題が生じていました。こうした課題を解決し、計画運用の合理化を図るため、行政計画の必要性は分野ごとに個別に判断することとし、進行管理についても各々の計画に合った適切な方法で行うものとします。

第４節　人口ビジョンの位置付けと総合戦略の取り扱い

１　人口ビジョンの位置付け

逗子市人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、本市における人口の現状を分析し、人口に関する市民の認識を共有し、今後めざすべき将来の方向と人口の将来展望を提示するものです。国及び県の長期ビジョンを勘案して策定し、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案する上で、重要な基礎と位置付けられるものです。

総合戦略は人口ビジョンを踏まえた上で策定されていることから、総合計画と総合戦略の一体化にあたり、人口ビジョンは総合計画の基礎資料と位置付けます。

人口ビジョンにおいては、本市の人口の現状分析を踏まえ、人口減少社会に取り組む基本方針を次のとおり定めています。

●人口ビジョンにおける人口減少社会に対する基本方針

１　子どもを安心して生み、育てる環境の整備

年少人口を回復させるために、若い世代の結婚・出産の希望をかなえ、安心して子育てができるような環境を整備します。

２　子育て世代を中心とした生産年齢人口層の転入促進、転出抑制

子育て世代を中心とした生産年齢人口層からは「住みたい」と思われ、また、市民からは「いつまでも住み続けたい」と思われるまちとなるよう、市のポテンシャルを最大限に活かし、市の魅力を高めるまちづくりを進めます。

３　健康長寿、健康寿命の延伸

今後ますます高齢化が進む中で、誰もがいつまでも健康でいきいきと暮らせるような環境を整備します。

２　総合戦略の取り扱い

総合戦略は、人口ビジョンを踏まえるとともに、国の戦略及び県の状況を勘案した上で策定しています。人口ビジョンにおける人口減少社会に対する基本方針の実現を図るため、総合戦略では４つの基本目標を掲げています。そして、基本目標の下に、講ずべき施策の「基本的方向」と、それを総合的かつ計画的に実施するために必要な事項として「具体的施策」により構成させ、さらに具体的施策を推進するための「主な取り組み」を記載しています。

総合計画と総合戦略を一体化するにあたり、基本構想の体系のもと、中期実施計画の中に総合戦略の主な取り組みを位置付けることとします。

●総合戦略における基本目標

【基本目標１】若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
【基本目標２】逗子市への新しいひとの流れをつくる
【基本目標３】逗子市に暮らしながら「しごと」の希望をかなえる
【基本目標４】魅力的で、誰もがいつまでも安心して健康に暮らせるまちづくりを推進する

●総合計画と総合戦略の一体化のイメージ図

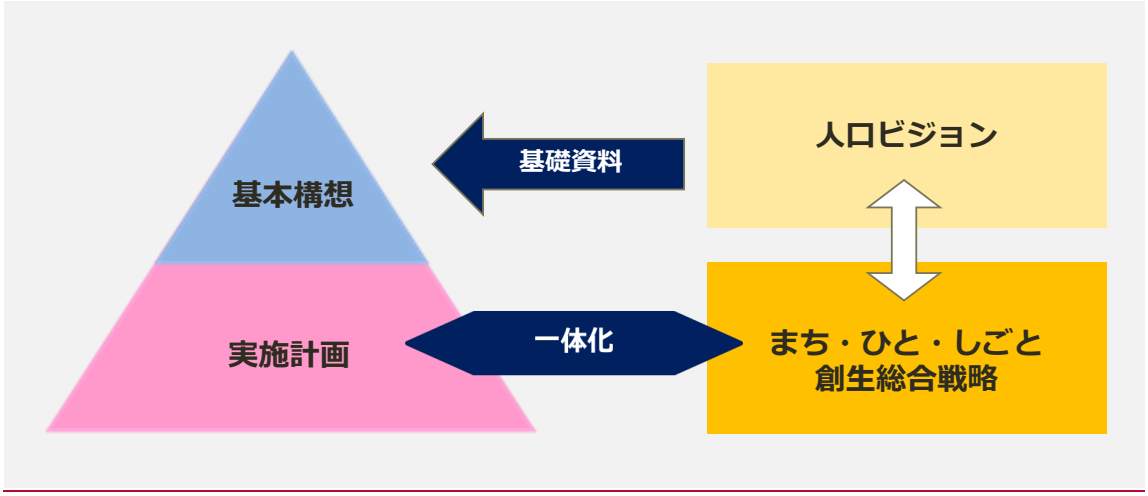

第２編　基本構想

2015-2038

（2022 年度一部改定）

第１章　逗子市の将来像

第１節　基本構想策定の目的

この基本構想は、これからの新しい時代に対応する総合的・計画的な行政運営の指針を示し、市民との協働をはじめ多様な主体との連携によるまちづくりの推進を図るものです。

第２節　いつまでも変わることのない理想像

逗子市では、昭和 49 年４月 15 日市制施行 20 周年にあたり、自然を愛し明るく平和なまちづくりを行うことを期して、「逗子市都市宣言」を行いました。

（昭和 49 年 4 月 15 日逗子市告示第 15 号）

逗子市都市宣言を次のように定める。

青い海と　みどり豊かな　平和都市

私たち逗子市民は、青い海と、みどり豊かな自然を愛し、輝く太陽のもと、明るい、平和なまちづくりにまい進することを宣言します。

この「青い海と　みどり豊かな　平和都市」こそ、逗子市にとっていつまでも変わることのない理想像です。

第３節　将来像

都市宣言「青い海と　みどり豊かな　平和都市」といういつまでも変わることのないこの理想像に着実に近づくために、まちづくり基本計画*との一体化を踏まえ 24 年後の逗子市の将来像を次のとおり設定します。

将来像

自然に生かされ、自然を生かすまち
コミュニティに支えられ、コミュニティを支えるまち

この将来像が具現化されたまちの有り様を表したものが、序文で描かれた逗子のビジョンとなります。

１　自然に生かされ、自然を生かすまち
～　自然を大切にするまちでありたい

- 自然を楽しむだけでなく、自然を知り、学ぶことのできるまち
- 資源を大事にし、循環利用できるまち
- 自然を壊すのでなく、活かすまち
- 建物と緑が渾然一体となったまち並み、海・山・川の生気に満ちたまち

２　コミュニティに支えられ、コミュニティを支えるまち
～　人間を大切にするまちでありたい

- 生きることを重んじ、互いに力を合わせ助け合うまち
- 市民が尊重し合い、市民が自治によって自らつくるまち
- 歩くことが楽しい、ふれあいのまち

第４節　将来人口

逗子市では、昭和 40 年代の宅地開発により人口が急増しましたが、昭和 50 年代以降開発の規模及び件数が減少したことに伴って人口の増加が止まりました。2001 年（平成 13 年）以降は、58,000 人から 57,000 人程度~~台~~の数値で推移しています。すでに日本全体では、2008 年（平成 20 年）~~頃~~から人口減少に転じ少子高齢化が進んでいる中で~~ており~~、今後は、逗子市においても減少傾向が顕著になっていくものと予想されます。

これからの逗子市の将来人口を推計すると、人口は年々減少を続け、この基本構想の最終年度である 2038 年度（令和 20 ~~平成 50~~ 年度）には、総人口は 49,000 人を下回ることが予想されます。

また、高齢化率については、老年人口の増加に伴い、2038 年度（令和 20 ~~平成 50~~ 年度）には 40%程度となる~~を超える~~ことが推計されています。

●　逗子市の将来の人口（推計）

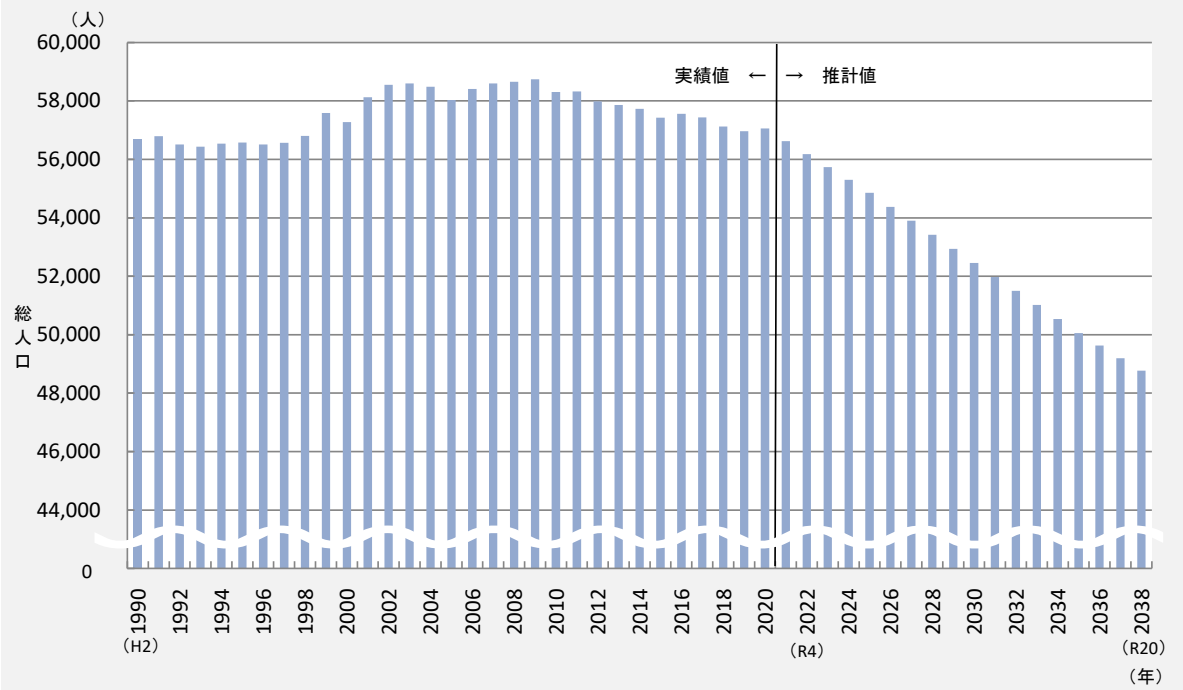

※実績値は統計ずし（各年 10 月 1 日現在）、推計値は 2021 年度（令和３年度）逗子市推計

●　逗子市の将来の年齢構成と高齢化率（推計）

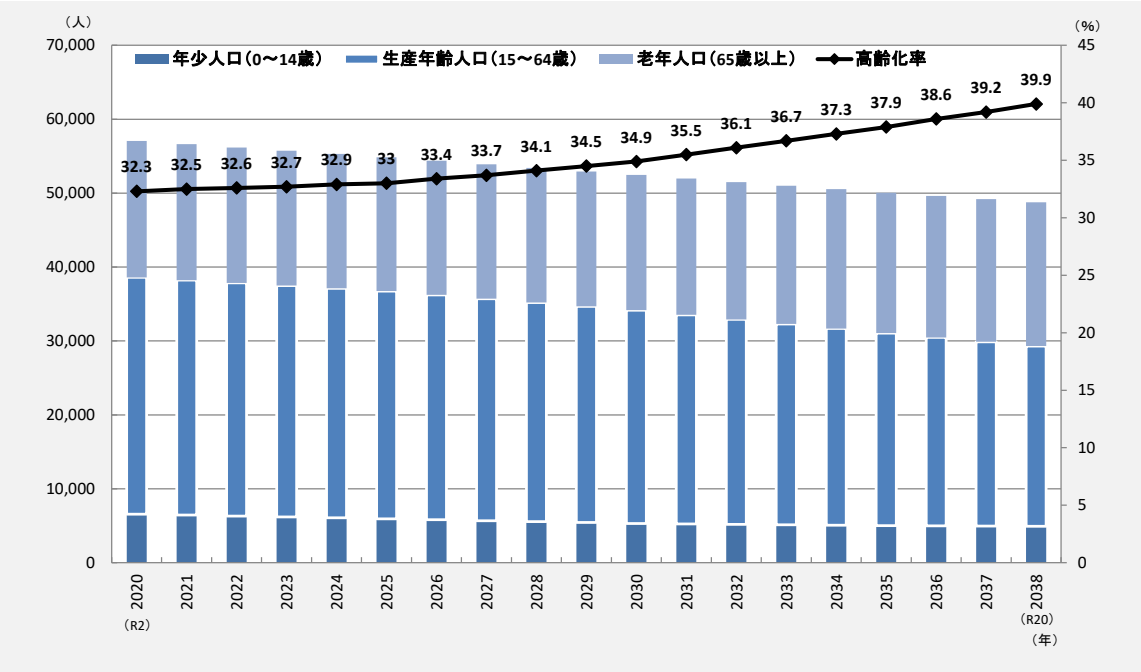

※20~~10~~20 年（令和２~~平成 22~~年）は実績値、推計値は 2021 年度（令和３年度）逗子市推計

●　逗子市の将来の個人市民税収入の見込み

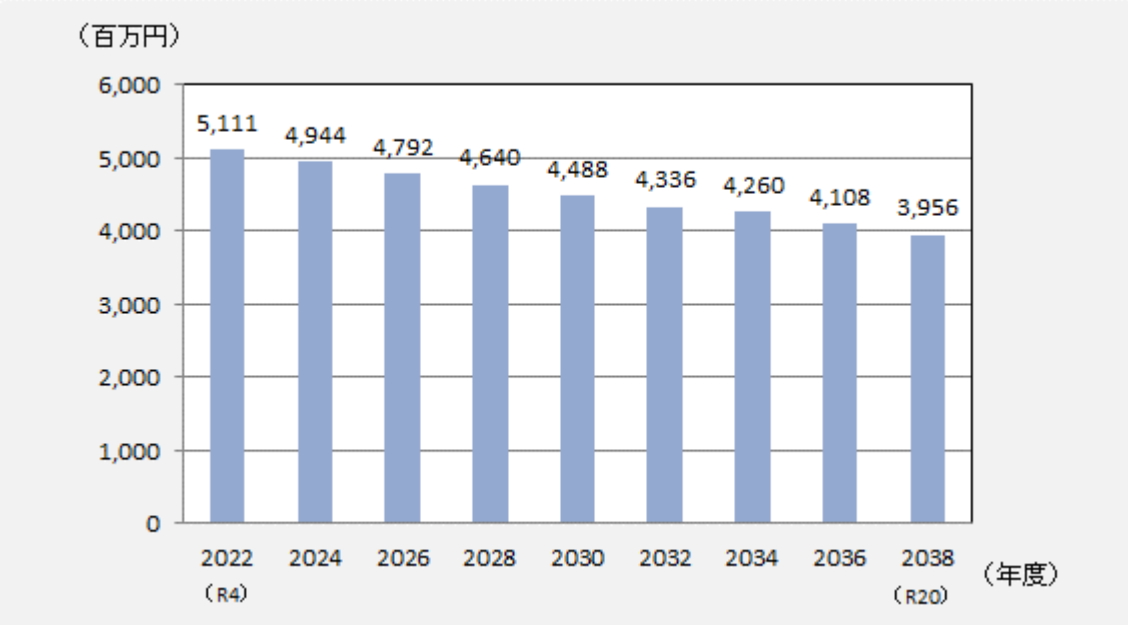

※ 本推計は、個人市民税の制度が現行のまま変わらないとしたうえで、令和４~~平成 23~~年度（2022~~11~~年度）課税状況調のデータから年齢層別の一人当たり課税額を算出し、人口推計結果をもとに推計した年齢別の納税義務者数に一人当たり課税額を乗じ積算したもの。

将来人口に基づき、逗子市の歳入の多く~~約４分の１~~を占めている個人市民税収入を推計すると、生産年齢人口の減少に伴い、年々減少することが見込まれます。

しかし、今後のまちづくりを進めて行くうえで、人口構成を考慮しつつ、一定の人口を維持していくことが、まちのにぎわいや活性化、行政サービス水準の維持には必要不可欠です。このことから、今後は様々な分野において、これまで以上に魅力あるまちづくりを展開することにより、子育て世代を中心とした生産年齢人口層の転入増加を図り、できる限り~~現状の~~人口の維持に努めます。

第５節　土地利用にあたっての基本方針

逗子市が、自然環境の豊かな住宅都市として発展してきたという基本的な性格、枠組みは変わりようのないものであることから、土地利用にあたっての基本方針を次のとおりとします。

市街化区域*及び市街化調整区域*の基本的な枠組みは変更しないものとし、限られた資源である土地の有効活用に努めます。

また、市民は土地について私権の一定の制限を受容し、事業者は開発手続きを厳格に守ることで、市民全体の公共の福祉の実現を図りながら、豊かな自然環境と社会環境とが調和する都市づくりをめざします。

特に、市街地における緑を保全・創出し、魅力ある住宅環境の質を高めつつ、子育て世代も居住しやすい都市環境をつくります。

さらに、誰もが安全で安心して暮らせるよう、防災及び減災の推進に努めます。

第３編　実施計画

20~~15~~23-2029~~2~~

第１章
実施計画の基本方針

第１節　実施計画策定の目的

この実施計画は、基本構想で示した将来像等を具現化するため、予算編成及び事業実施の指針を示すものです。

第２節　実施計画の計画期間及び内容

１　2023~~15~~年度（~~平成 27~~ 令和５年度）から 2029~~2~~年度（~~平成 34~~ 令和 11 年度）までの７ ~~8~~カ年を計画期間とします。

２　実施計画は、『第１章　実施計画の基本方針』、『第２章　計画の基礎条件』、『第３章「わたしたちはこんなまちにしていく」を実現するために』、『第４章　池子の森全面返還をめざして』、『第５章　計画の推進にあたって』の５部で構成します。

３　『第３章「わたしたちはこんなまちにしていく」を実現するために』には、基本構想の「取り組みの方向」ごとに講ずべき「具体的施策」とその「主な取り組み」を記載します。また、基本構想の「めざすべきまちの姿（５本の柱）」ごとに数値目標を、「取り組みの方向」における「具体的施策」ごとに重要業績評価指標（KPI）~~特に戦略的・重点的に取り組むものとしてリーディング事業~~を設定します。

４　『第５章　計画の推進にあたって』には実施計画を実現するにあたり、全般にわたって推進すべき事項について記載します。~~のうち財政収支の見通しは、現在の財政状況を踏まえ、景気動向や地方財政制度等から将来の収入見込みと財政需要を中長期の期間で推計します。~~

第３節　実施計画の見直し

~~目標達成状況を明確にするため、~~毎年度ごとの見直し（ローリング）は行いません。ただし、~~情勢の変化に対応するため、必要に応じて４年後に~~総合戦略の計画期間終了時や、国の制度改正、状況の変化、ＰＤＣＡサイクルによる計画修正の必要性などに対応するため、適時見直しを行います。

第４節　総合戦略の基本目標と基本的方向

総合戦略における基本目標と効果を客観的に検証するための数値目標、講ずべき施策の基本的方向は次のとおりです。

総合計画と総合戦略を一体化するにあたり、中期実施計画の中に総合戦略の主な取り組みを位置付け、これを推進することで基本目標の達成をめざすものです。

【基本目標１】若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

数値目標（2024 年度（令和６年度））

指　標	現状
合計特殊出生率が 1.53 になっている。	1.28 （2017 年）

全国的に初婚年齢が上昇している中で、本市の平均初婚年齢は 2017 年（平成 29 年）に夫 32.4 歳、妻 30.4 歳となっており、都道府県レベルでは全国で最も平均初婚年齢の高い東京都（夫 32.3 歳、妻 30.4 歳）と同程度の数値となっています。

初婚年齢の高齢化（晩婚化）は、未婚率の上昇のみならず、出産年齢の高齢化（晩産化）につながり、ひいては出産数の減少（少子化）につながることから、まずは結婚を希望する若い世代の後押しをすることが重要になります。

また、急速な少子化の進行や、家庭や地域を取り巻く環境の変化、地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てするためには、子育てに対する不安や孤立感を減らし、子育ての喜びを実感できることが必要です。子育て世代のワーク・ライフ・バランス を実現させながら、まち全体で子育てを応援し、地域で安心して子どもを生み育てることのできる総合的な支援体制の充実を目指します。

＜基本的方向＞

１　若い世代が結婚・妊娠・出産・育児をしやすい環境づくりを進める。

２　子どもたちが学びやすい環境整備をさらに進め、子どもたちの生きる力をより一層高める教育を実践する。

３　男女が共に働きながら子育てしやすい環境を整えるなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みを進める。

【基本目標２】逗子市への新しいひとの流れをつくる

数値目標（2024 年度（令和６年度））

指　標	現状
５年間の転入超過数が累計で 1,000 人になっている。	694 人 （2015 年度から 2018 年度の累計）

本市は、昭和 40 年代の大規模な宅地開発により転入人口が増加し、人口が急増しましたが、昭和 50 年代以降、開発の規模及び件数が縮小したことに伴って人口の増加が止まりました。その後、平成に入ってから死亡数が出生数を上回る自然減の状態へとシフトしましたが、基本的には転入超過基調で推移してきたことから、58,000 人台の人口を維持してきました。しかし、近年では、自然減の影響が大きくなってきたこともあり、人口は減少傾向となっています。

本市のまちづくりを進めていく上で、まちのにぎわいや活性化、行政サービスの水準を維持するためには、人口構成を考慮しつつ、一定の人口を維持していくことが必要です。そのためには、本市はこれまで転入人口により人口規模が維持されてきたところですが、これまで以上に本市の魅力を高め、発信することにより、「また訪れたい」、「いつか訪れたい」から「住みたい」と思われるまちづくりを進め、最終的には子育て世代を中心とした生産年齢人口層の転入増加につなげ、できる限り現状の人口の維持に努めます。

＜基本的方向＞

１　逗子市での居住を潜在的に希望している層を、逗子市への移住に確実に結びつけ、逗子市への定住を促進する。

２　「また訪れたい」「いつか訪れたい」から「住みたい」という気持ちになるようなシティプロモーションを推進する。

【基本目標３】逗子市に暮らしながら「しごと」の希望をかなえる

数値目標（2024 年度（令和６年度））

指　標	現状
個人市民税納税義務者数※が 28,900 人になっている。 ※均等割のみの者を除く。	28,083 人 （2018 年度）

本市は、東京、横浜への通勤圏に位置する住宅都市として発展したことから、

市内には基幹的な産業も、いわゆる大企業もありません。現在も15歳以上の就業者の約70パーセントが市外へ通勤しています。したがって、本市の「しごと」に係る取組みは、企業の大きな事業所や工業団地等を誘致するなどして雇用を創出することではなく、市外で働く市民にとって、豊かな住環境を整え、安心して仕事に励めるようにすることと、より便利で快適な通勤環境を支援することが大きな柱になります。

一方、商工業や漁業のさらなる活性化や企業誘致等により地域経済に好循環を生み出し、稼ぐ力の向上を図っていきます。特に、「M字カーブ」の解消を目指し、子育てを機に仕事を辞めたり、様々な理由から働くことをあきらめたりしている人に、市内で働ける場をつくるとともに、それを支える環境を整えていきます。また、市内には卸売・小売業の事業所が最も多く、飲食サービス業の事業所と併せて、これらはまちのにぎわいには欠かせない存在です。近年、副業に対する関心の高まりから週末だけの起業や、自宅を改装したような小規模の小売店や飲食店等の起業が増えていることなどから、市内で「しごと」を創る等の希望の実現に向けた支援をしていきます。

＜基本的方向＞

1　東京・横浜への通勤圏に位置する住宅都市として発展してきた逗子市の性格を踏まえ、逗子市に暮らしながら快適に「しごと」が行えるよう環境整備を進める。

2　商工業や漁業など逗子市の地域産業の活性化を図る。

3　ダイバーシティ（多様性）を受け入れながら、若者、女性、高齢者、障がいのある人などあらゆる立場の人が活躍できるよう、就労支援や新たな「しごと」の場などの創出を目指す。

【基本目標４】魅力的で、誰もがいつまでも安心して健康に暮らせるまちづくりを推進する

数値目標（2024年度（令和６年度））

指　標	現状
市外転出者アンケートで、「事情が許せば逗子に戻ってきたい」とする人の割合が80パーセントになっている。	74.7パーセント（2018年調査）

本市の魅力とは、都市宣言に「青い海とみどり豊かな平和都市」と謳われた、豊かな「自然」と穏やかでぬくもりのある地域コミュニティを創っている「人」に他なりません。

これまで続けてきた環境に優しいまちづくりは、身近に接することのできる自然を享受しながら日常を送れる逗子の生活を演出するものとなっています。海と山に囲まれ、都会過ぎず「ちょこっと田舎」な環境の中で、自分らしく暮らせる逗子の住まい方は、市民のまちに対する誇りや愛着（シビック・プライド）につながってきたと考えられます。

また、すべての人々が住み慣れた地域で安心して暮らせるためには、地域での温かいふれあいの中で、多様な人材がつながり、互いに見守り支え合うようなまちとなることが求められます。健康寿命を延ばし、年齢を重ねてもいつまでも心豊かに、自分らしく健康でいきいきと暮らせるような環境づくりも大切です。

これらの自然と人の魅力は、連綿とつながるまちづくりの取組みの中で、財産として蓄積されてきました。この財産をより一層磨き上げ、魅力を高める“住み甲斐”のあるまちづくりを進めていくことが、シビック・プライドを更に高めるものと考えられます。市民の誰もが、いつまでも健康で豊かに、自分らしく暮らしていけるような環境づくりを進めていきます。

＜基本的方向＞

1　市民の誰もが逗子市に住んでいることを誇りに思い、「いつまでも住み続けたい」と思えるような、魅力的な地域づくりを進める。

2　市民同士のつながりを深め、安全安心のまちづくりを進める。

3　誰もがいつまでも健康でいきいきと暮らせるような環境づくりを進める。

第２章
計画の基礎条件

第１節　人口

１　人口の概況

逗子市では、昭和 40 年代の宅地開発により人口が急増しましたが、昭和 50 年代以降、開発の規模及び件数が減少したことに伴って人口の増加が止まりました。2001 年（平成 13 年）以降は、58,000 人から 57,000 人程度~~台~~の数値で推移しています。すでに日本全体では、2008 年（平成 20 年）から人口減少に転じ少子高齢化が進んでいる中で~~ており~~、今後は、逗子市においても減少傾向が顕著になっていくものと予想~~推計~~されます。

●―人口の推移

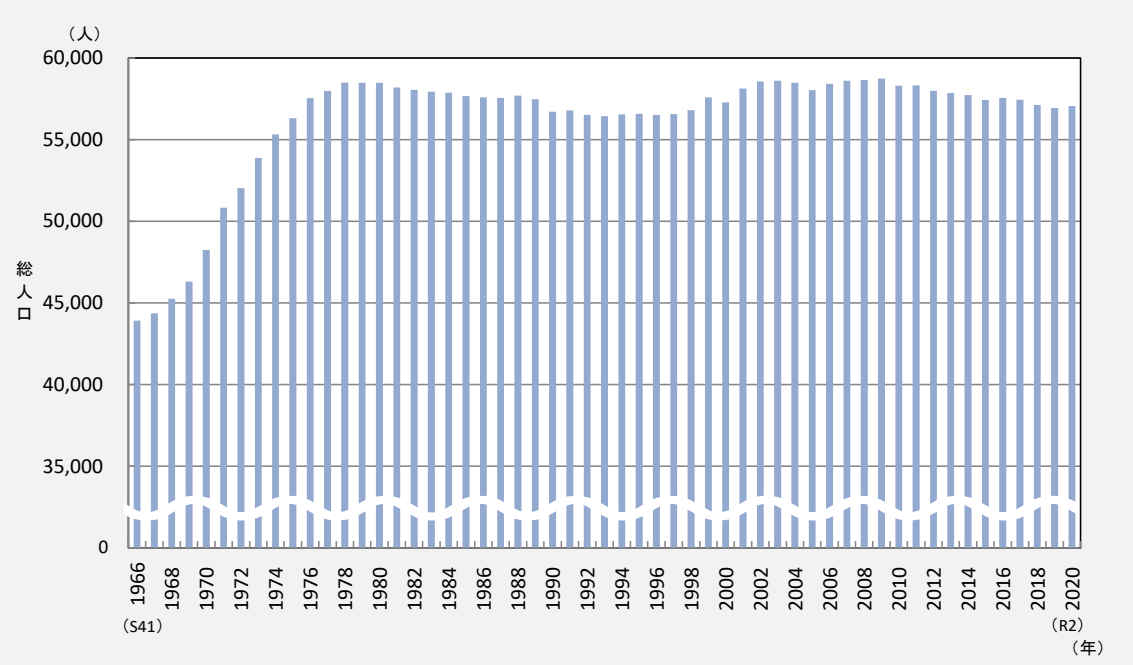

（統計ずし　各年 10 月 1 日現在）

●人口動態の推移

（単位：人）

区分＼年		2015（平成27）	2016（平成28）	2017（平成29）	2018（平成30）	2019（令和元）	2020（令和2）	2021（令和3）
自然増減	出生	382	383	347	355	346	309	343
	死亡	651	719	695	660	671	690	712
	増減	△ 269	△ 336	△ 348	△ 305	△ 325	△ 381	△ 369
社会増減	転入	2,549	2,747	2,499	2,307	2,537	2,548	2,437
	転出	2,365	2,254	2,390	2,353	2,257	2,071	2,266
	増減	184	493	109	△ 46	280	477	171
人口増減数		△ 85	157	△ 239	△ 351	△ 45	96	△ 198
社会移動数		4,914	5,001	4,889	4,660	4,794	4,619	4,703

（住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査~~　各年１月～12 月~~）

●地域別人口、世帯数、１世帯あたり人員の推移

地域＼年	2010（平成22年）			2020（令和2年）		
	人口（人）	世帯数（世帯）	1世帯あたり人員（人）	人口（人）	世帯数（世帯）	1世帯あたり人員（人）
逗子	6,518	2,795	2.33	6,513	3,018	2.16
桜山	10,479	4,339	2.42	10,952	4,705	2.33
沼間	9,700	3,875	2.50	8,984	3,903	2.30
池子	6,135	2,454	2.50	5,865	2,531	2.32
山の根	2,856	1,219	2.34	2,766	1,260	2.20
久木	9,936	3,856	2.58	9,842	4,030	2.44
小坪	8,346	3,493	2.39	7,803	3,502	2.23
新宿	4,370	1,812	2.41	4,335	1,920	2.26
計	58,340	23,843	2.45	57,060	24,869	2.29

※2010 年（平成 22 年）は統計ずし（各年 10 月 1 日現在）、2020 年（令和２年）は総務課調べ（10 月 1 日現在）

２　推計将来人口と将来展望人口

~~(1)　推計の方法~~

~~将来人口の推計は、現状の人口構成を基に、過去の推移による動向を短期的な影響を排除した上で加味して行いました。~~

~~(2)　推計結果~~

(~~3)　目標人口~~

2020 年（令和２年）国勢調査の結果を基に、逗子市の将来人口を推計すると、人口は年々減少を続け、この実施計画の最終年度である 2029 年度（令和 11 年度）には、総人口は 52,938 人と 2020 年（令和２年）から約 4,000 人減少し、~~ます。~~高齢化率は 34.5%と推計されています。

しかし、今後のまちづくりを進めていくうえで、まちのにぎわいや活性化、行政サービスの水準を維持するためには、人口構成を考慮しつつ、一定の人口を維持していくことが必要不可欠です。そのため、引き続き様々な分野において魅力あるまちづくりを展開することで、子育て世代を中心とした生産年齢人口層の転入増加を図り、できる限り~~現状の~~人口の維持に努め、~~ます。~~人口ビジョンにおいて設定した、地方創生の取り組みの施策効果として期待される「将来展望人口」の実現をめざします。

●―人口

（単位：人）

地域＼年	2020年（令和2）	2023（令和5）	2029（令和11）
逗子	6,513	6,341	6,179
桜山	10,952	10,687	10,257
沼間	8,984	8,760	8,026
池子	5,865	5,805	5,622
山の根	2,766	2,689	2,564
久木	9,842	9,628	9,187
小坪	7,803	7,705	7,197
新宿	4,335	4,125	3,905
計（総人口）	57,060	55,740	52,938

※2020（令和２年）は 10 月１日現在（総務課調べ）

●―年齢構成

年齢区分＼年	2020（令和2）		2023（令和5）		2029（令和11）	
	人口（人）	構成比（%）	人口（人）	構成比（%）	人口（人）	構成比（%）
年少人口 0～14歳	6,569	11.5	6,192	11.1	5,434	10.3
生産年齢人口 15～64歳	32,034	56.1	31,300	56.2	29,245	55.2
老年人口 65歳以上	18,458	32.3	18,247	32.7	18,259	34.5
計(総人口)	57,060	100.0	55,739	100.0	52,938	100.0

※2020 年（令和２年）は国勢調査による。

●―世帯数、１世帯当たり人員

区分＼年	2020(令和2)	2023(令和4)	2030(令和12)
世帯数（世帯）	24,689	24,668	24,064
1世帯当たり人員（人）	2.29	2.26	2.18
人口（人）	57,060	55,739	52,458

※2020 年（令和２年）は国勢調査による。

●―産業別就業人口

区分＼年	2020（令和2）		2023（令和5）		2029（令和11）	
	人員（人）	構成比（%）	人員（人）	構成比（%）	人員（人）	構成比（%）
第一次産業	135	0.5	131	0.5	123	0.5
第二次産業	4,206	15.7	4,065	15.5	3,768	15.3
第三次産業	22,525	83.8	21,957	84.0	20,715	84.2
計	26,866	100.0	26,153	100.0	24,607	100.0

※2020 年（令和２年）は国勢調査による。

●　●推計人口値と「将来展望人口」目標値

年齢区分＼年	2020(令和2)		推計値 2030(令和12)		将来展望人口 2030(令和12)	
	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)	人口(人)	構成比(%)
年少人口 0～14歳	6,569	11.5	5,307	10.1	6,305	12.0
生産年齢人口 15～64歳	32,034	56.1	28,854	55.0	28,295	53.9
老年人口 65歳以上	18,458	32.3	18,297	34.9	17,950	34.2
計(総人口)	57,060	100.0	52,458	100.0	52,550	100.0

●　「将来展望人口」の推計

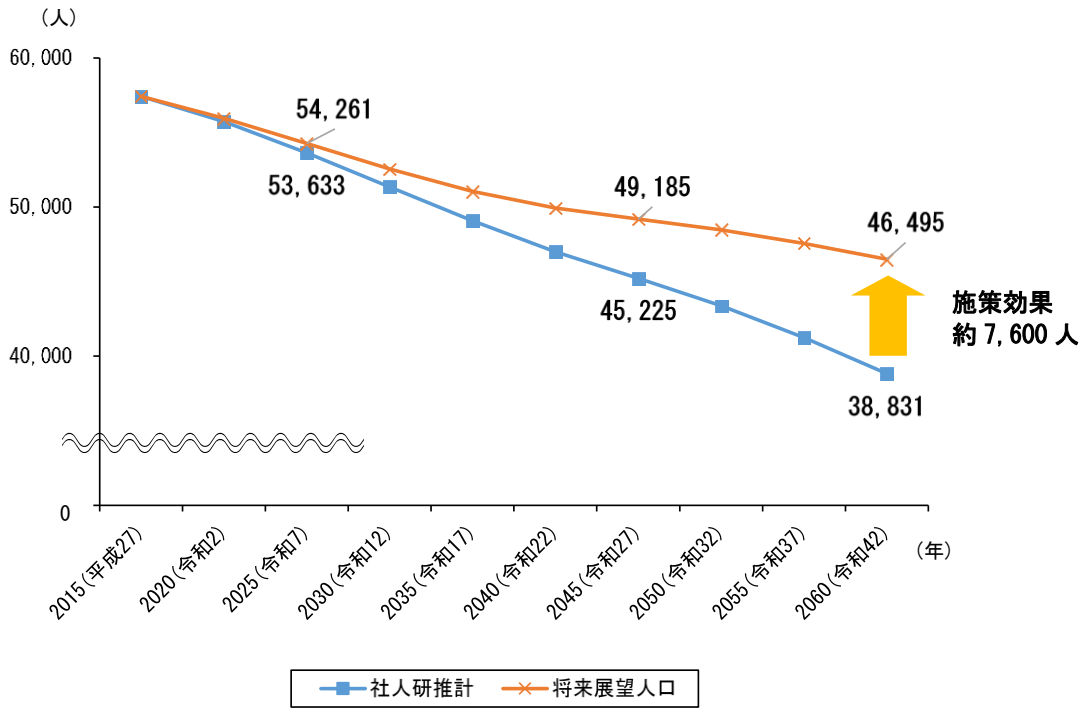

※社人研は国立社会保障・人口問題研究所

(逗子市「逗子市人口ビジョン」2020年)

第２節　土地利用方針　~~※2020 年（令和２年）３月変更~~

１　土地利用の現況

都市計画区域面積は、1,728 ヘクタールで、市街化区域*は 832 ヘクタール。市街化調整区域*は 896 ヘクタールを占めています。

用途地域別面積では、住居系の用途地域が約 93 パーセントを占める住宅都市です。

● 市街化区域及び市街化調整区域指定状況

区分	都市計画区域		計
	市街化区域	市街化調整区域	
面積（ha）	832	896	1,728
対都市計画区域（%）	48.1	51.9	100.0

（平成 28 年 11 月 1 日県告示第 508 号）

● 用途地域指定状況

用途地域の種類	面積（ha）	構成比（%）
第一種低層住居専用地域	499	60.0
第一種中高層住居専用地域	59	7.1
第二種中高層住居専用地域	1	0.1
第一種住居地域	200	24.0
第二種住居地域	15	1.8
近隣商業地域	38	4.6
商業地域	18	2.2
準工業地域	1.9	0.2
計	832	100.0

（令和元年９月 19 日逗子市告示第 132 号）

●　地目別土地利用状況

（単位：千㎡）

地目	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他	計
2021年 （令和3年）	0.0	60.2	4,515.9	0.0	5,582.2	8.5	885.9	6,227.2	17,280.0

（市税概要　2021 年（令和３年）４月１日現在）

●　緑地現況量調査

（単位：ha）

区分			市街化区域 （1）	市街化調整区域 （2）	都市計画区域 （1）+（2）
施設緑地	都市公園		34.39	16.17	50.56
	公共施設緑地		30.40	22.84	53.24
	民間施設緑地		5.12	2.51	7.63
	計（a）		69.91	41.52	111.43
地域制緑地	法によるもの	緑地保全地区	0.00	0.00	0.00
		近郊緑地保全区域		271.83	281.33
		風致地区		24.74	62.16
		歴史的風土保存区域	1.50	5.30	6.80
		自然環境保全地域	0.00	35.00	35.00
		生産緑地地区	1.31	0.00	1.31
		その他法によるもの	33.08	539.96	573.04
	協定によるもの		3.40	0.00	3.40
	条例等によるもの		22.17	53.24	75.41
	（地域制緑地間の重複）		（12.96）	（391.10）	（404.06）
	計（b）		95.42	538.97	634.39
（施設緑地・地域制緑地間の重複）（c）			（11.62）	（32.47）	（44.09）
計　（a）+（b）−（c）			153.71	548.02	701.73

差し替え予定

（2014年（平成26年）3月31日現在）

２　土地利用の方針

(1) 基本方針（基本構想『第１章第５節 土地利用にあたっての基本方針』再掲）

逗子市が、自然環境の豊かな住宅都市として発展してきたという基本的な性格、枠組みは変わりようのないものであることから、土地利用にあたっての基本方針を次のとおりとします。

市街化区域及び市街化調整区域の基本的な枠組みは変更しないものとし、限られた資源である土地の有効活用に努めます。

また、市民は土地について私権の一定の制限を受容し、事業者は開発手続きを厳格に守ることで、市民全体の公共の福祉の実現を図りながら、豊かな自然環境と社会環境とが調和する都市づくりをめざします。

特に、市街地における緑を保全・創出し、魅力ある住宅環境の質を高めつつ、子育て世代も居住しやすい都市環境をつくります。

さらに、誰もが安全で安心して暮らせるよう、防災及び減災の推進に努めます。

(2)　個別方針

①　山林

市街化区域内の山林については、防災において大きな役割を果たしていることや、良好な住環境の形成及び景観保全に直結していることから、山林の持つ機能に十分配慮された土地利用が図られるよう努めるものとします。市街化調整区域内の山林は、公共性の観点からの利用は考えられますが、基本的には自然環境の保全に資する土地利用に努めるものとします。

低層住宅地を縁取り、市街地からの景観の背景となる緑地帯を斜面緑地帯として位置付け、保全を図ります。また、大規模緑地や大規模公園については、広域的にも貴重な緑資源であることから、後世に引き継ぐ財産として保全を図ります。

②　商業地

商業地は、その性格から都市機能の中枢と雇用の場として、商業の活性化に努めるとともに、建物の上層階や生活道路沿いの宅地には利便性を生かした多様な住居が配置され、商と住それぞれのコミュニティが融和した逗子市らしい特色ある商業地としての発展をめざします。

逗子市景観計画における逗子駅周辺地区及び東逗子駅周辺地区については、景観や周辺の住環境との調和と防災・減災に配慮しながら一定程度の面積利

用・高度利用など、有効かつ適正な土地利用を図ります。

なぎさ通り、池田通り、銀座通りの通り筋は、誰にとっても安全な歩行空間等の確保や海辺のまちとしてのまちなみの景観を誘導し、コンパクトでアメニティ*に富んだ商業空間として形成し、にぎわいとくつろぎの持てる商業環境へと改善を図ります。

③　住宅地

既存の住宅地については、地域住民によって自主的につくられるまちづくりのルールや法的制度の活用を図り、自然と人工の調和した低層の庭園都市的景観をもった住環境の保全とその向上に努めます。また、中層住宅地については、現状を維持しつつ積極的に緑化を推進します。

新たな住宅地や再開発、建て替え等が進む土地については、その地域特性に応じ、防災・減災に配慮しながら、価値多様化社会に対応した魅力的で適正な土地利用への誘導を図ります。

④　公共・公益施設用地及び道路

公共・公益施設用地及び道路は、都市機能や生活環境を高めるために適切な確保が図られるよう努めるものとします。

⑤　海岸・河川

海岸は、環境や景観、防災に配慮しつつ、生産、観光資源としての活用を図りながら、自然環境保全地域及び風致地区にふさわしい魅力的な海浜地区としての機能を高めるための土地利用が図られるよう努めるものとします。

河川は、治水機能を高め、生活及び環境空間としての活用を図るよう努めるものとします。

⑥　池子住宅地区及び海軍補助施設*

将来返還がなされた場合には、緑の保全等に配慮し、適切な利用計画を策定します。